

指定居宅介護支援事業所 管理者 各位

世田谷区 高齢福祉部

介護予防・地域支援課長 望月美貴

介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の弾力化について（通知）

日頃より、世田谷区の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

国は、令和2年10月に介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第176号）を公布し、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）の対象者の弾力化を行う見直しを実施しました。世田谷区では、国の改正内容や、令和3年11月発出の「改正 総合事業のガイドライン」、関係者の意見を踏まえ、総合事業の対象者の弾力化を実施することとし、下記のとおり変更内容等を通知いたします。

記

1 総合事業の対象者の弾力化の内容について

（1）国における弾力化の内容

総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業（以下「サービス事業」という）の対象者は、要支援者及び事業対象者（以下「要支援者等」という）とされており、要介護認定を受けると、それまで受けていたサービス事業の利用が継続できなくなっておりました。

今回の制度改正は、利用者本人の希望を踏まえ地域とのつながりを継続するため、「総合事業のうち、補助により実施されるサービス事業の対象者について、要介護認定による介護給付サービスを受ける前から、補助により実施されるサービス事業を継続的に利用する居宅要介護被保険者（市町村が認める者に限る）」が対象者に追加されました。

（2）世田谷区の対応

現在の世田谷区において、「総合事業のうち、補助により実施されるサービス事業」には、「地域デイサービス事業（以下「地域デイ」という）」のみが該当します。

本改正を受け、令和4年4月1日より、地域デイの対象者について、要介護者本人の希望及び地域デイ団体の受け入れ意向があり、介護支援専門員等がケアマネジメントの中で利用が適切とした場合に、従来の要支援者等に加え、「要支援者等として地域デイを利用し、その後要介護認定による介護給付サービスを受けた後も継続して地域デイを利用する要介護者」を補助の対象者として追加します。

（これまで当該対象者は補助対象者外として利用）

※1 世田谷区が実施している総合事業については、別添資料1をご参照ください。

※2 対象者の詳細は、別添資料2のQ&Aもご参照ください。

2 総合事業の対象者の弾力化に伴うケアマネジメントの実施方法について

総合事業の対象者の弾力化に伴いケアマネジメントの実施方法が変更になる点は、以下のとおりです。

(1) 要介護1～5の方のうち、介護給付と地域デイを併用する場合【居宅介護支援プランへ追加】

| | |
|---------------|-----------|
| ケアマネジメントの実施主体 | 居宅介護支援事業所 |
| ケアマネジメントの種別 | 居宅介護支援 |
| 報酬単価 | 居宅介護支援費 |

(2) 要介護1～5の方のうち、介護給付を利用しなくなり地域デイのみを利用する場合【区委託事業】

| | |
|---------------|---------------|
| ケアマネジメントの実施主体 | 地域包括支援センター |
| ケアマネジメントの種別 | 介護予防ケアマネジメントB |
| 報酬単価 | 介護予防ケアマネジメント費 |

※世田谷区においては、介護予防ケアマネジメントは、区から地域包括支援センター（その運営法人）への委託事業として実施しています。地域包括支援センターから、要介護1～5の方が介護給付を利用していた際に契約していた居宅介護支援事業所へ、介護予防ケアマネジメントが再委託されることも想定されますので、ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

3 居宅介護支援事業所に行っていただくこと（総合事業ガイドラインより整理）

(1) 要支援者等が要介護1～5の認定を受けた場合、（以下当該利用者を「要介護者」という）地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）から、ケアプランの引継ぎを受けてください。

また、担当する要介護者が地域デイの継続利用を検討している場合は、地域デイ団体の連絡先等の引き継ぎもお願いいたします。

(2) 担当する要介護者が地域デイの継続利用を検討している場合は、地域デイ団体に対して当該要介護者に提供できるサービスの内容について確認してください。あわせて、要介護者に対して、①介護給付を受けながら引き続き住民主体のサービスを利用できること、②住民主体のサービスが提供できる内容、について説明した上で、改めて利用の意向を確認してください。

(3) 地域デイの利用が適切と考えられる場合は、要介護者の同意を得た上で「地域デイサービス継続利用要介護者情報」を作成して地域デイ実施団体と共有し、緊急時等の連絡先・相談先が整理されていることを確認してください。

(4) 要介護者の継続利用の意向とアセスメント結果に基づき、居宅サービス計画の原案に地域デイを位置付けてください。

(5) 居宅介護支援による月1回のモニタリングを通じて要介護者の状態変化等に留意してください。

(6) 要介護者に状態変化が見られる場合には、改めてアセスメントを行い、要介護者の意向を十分に踏まえた上で、住民主体のサービスの利用に関する助言、介護給付の内容の見直し等の必要な対応を行ってください。

4 その他

(1) 地域デイ実施団体への周知は、説明会及び手引きの改正等により行います。

(2) 総合事業で提供する地域デイ以外のサービス（訪問型サービス、通所型サービス等）については、対象者の弾力化の取扱いには該当せず、従来どおり要支援者等を対象に実施します。

5 参考資料

(1) 資料1 「世田谷区における介護予防・日常生活支援総合事業について」

(2) 資料2 「総合事業の対象者の弾力化に関するQ&A」

(3) 区ホームページ「介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の弾力化について」

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/006/d00196833.html>

【担 当】

高齢福祉部 介護予防・地域支援課

介護予防・地域支援担当 宮下、室伏

電話：03-5432-2953 FAX：03-5432-3085